

もうすぐ申告が始まります ―平成26年度町県民税・国民健康保険税の申告―

☎税務課課税係 ☎282-1114
【所得税の申告に関する問い合わせ】 熊本東税務署 ☎369-5566

【期間】 **2月17日月～3月17日月** ※行政区の指定有

【受付時間】【午前の部】**8時30分～11時**
【午後の部】**8時30分～15時30分**

※11時までの受付でも、受付人数が多い場合は午後からの相談になる場合があります。

【会場】 **役場3階大会議室**

※階段の昇降が不自由な方のみ1階税務課にて申告相談を受け付けます。

申告に必要な書類

- ①印かん
- ②源泉徴収票・支払証明書など
- ③営業、農業や不動産の収入がある人は収支内訳書
- ④社会保険料、生命保険料や地震保険料の控除を受ける人は、領収書や支払証明書
- ⑤医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書と明細書
- ⑥障害者控除を受ける人は、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書 ※認定書は介護保険係で発行。（詳細は6ページに掲載）
- ⑦寄附金控除を受ける人は、寄附団体が発行した証明書や領収証
- ⑧本人の通帳

申告受付日程表

2月の申告受付日		行政区	3月の申告受付日		行政区
2/17	月	横野・玉虫・田迎	3/3	月	小坂
2/18	火	南田代第3区・南田代第4区・水源上田代・八勢	3/4	火	下梅木・浄光寺・片志和・小路・落合北木倉
2/19	水	餅畑・日向・古閑迫・古閑原・茶屋の本南田代第2区	3/5	水	6丁目・牛ヶ瀬1区
2/20	木	牧の原・玉来・下山・中野・間所・木戸屋浅の藪・南田代第1区	3/6	木	上梅木・上高野・甘木・東上野下
2/21	金	1丁目・2丁目・3丁目・4丁目	3/7	金	西往還・南木倉・宗心原・河内・足水
2/23	日	平日来庁できない人の申告日 ※確定申告の受付はできません。	3/10	月	陣・東上野中・東上野上
2/24	月	牛ヶ瀬2区・今城	3/11	火	上辺田見・上荒瀬・下荒瀬
2/25	火	下高野	3/12	水	5丁目・瓜山・上迎町・下迎町・旭町桜町・高山
2/26	水	竹の迫・川内田・下鶴・町・田畑五ヶ瀬・馬立・粒麦・有水・大内	3/13	木	秋只・万ヶ瀬・増見鶴
2/27	木	藤木・滝園・向山・釜出・木の末・松の生小川野・椎の尾・吹野	3/14	金	西木倉
2/28	金	中辺田見・下辺田見	3/17	月	予備日

申告期間は、大変混雑することが予想されます。農業等の収支内訳書は申告受付前までに必ず記入し、待ち時間の短縮にご協力ください。（収支内訳書などが作成されていない場合は、申告相談ができませんので、ご注意ください）

自治基本条例の素案を検討しています

☎総務課 秘書係 ☎282-1392

御船町みんなでつくる町の基本条例素案検討委員会（中村幸雄委員長）では「まちづくり」のルールについて検討しています。

まちづくりは、いいところを伸ばし、足りないところを補って、町民、行政、議会が共に行動することによって町が発展します。

自治基本条例は町を発展させるルールであるべきで、行動を制限するよりも、行動を促し、活動しやすい環境を整えるために必要です。

行動する（事業を行う）には「組織作り」「企画」「執行」「評価」と4つの工程があります。

まちづくりには、「人」「もの」「情報」「金」の4つの要素があります。

これらの4工程×4要素の16パターンで考えたとき、それぞれのパターンでどのような支援や取組みがあれば行動しやすいかを検討しています。委員会の意見では、

①まちづくりの主体は、町民であること。

②町は人材育成を積極的に推進すること。

③町は、最新の情報を提供し、町民と情報を共有すること。

―などを基本理念として条例で具体化することが挙げられました。

今後、これらを支える具体的な制度が今あるのか、なければどのような制度を作り上げるかを検討していきます。

町民の皆さまのご意見も随時募集しています。ご意見がある方は、町までお寄せください。

QRコード



または、
メールアドレス：hisyo@town.mifune.lg.jp



自治基本条例についてのご意見は、総務課 秘書係までお寄せください。

人事異動

☎総務課 総務係 ☎282-1111

1月1日付けで人事異動を行いましたのでお知らせします。

氏名	新	旧
田中 洋介	社会教育課社会体育係主査	企画財政課企画振興係主査
渡邊 洋平	企画財政課地域振興係兼企画振興係主査	企画財政課地域振興係主事